



JICPA

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

Global Sustainability Insights

vol.4

国際的なサステナビリティ情報開示の動向 ～TCFD提言～

近年、サステナビリティ情報開示の拡大に向けた動きが急速に進展している。特に、2020年秋にIFRS財団の下に国際会計基準審議会 (IASB) と並列して国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を設置する検討が始まってからは、一気にサステナビリティ情報に関する国際基準策定の議論が加速している。

中でも最も注目されているのが気候変動に関する開示である。気候変動は、サステナビリティに関する課題の中でも特に緊喫の問題として早期に対応することが求められている。この気候変動情報の開示をけん引しているのが気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) である。2017年にTCFDから公表された最終報告書 (TCFD提言) に示される気候変動開示の要素は、いまや世界中の幅広い企業で利用されている。そして、TCFDは2021年10月にTCFD提言の附属書である実務ガイダンス (Annex: Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures) の改訂版を公表した^{※1}。

今回は、TCFD提言の全体概要、2021年改訂の内容について解説するとともに、日本を含む各国におけるTCFD提言に沿った開示の規制の状況について説明する。

※1 https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Implementing_Guidance.pdf

1

TCFD提言とは

「気候変動のリスクと機会が、財務にどのような影響を与えるか。」

こうした情報を分かりやすく開示するフレームワークの開発を目的として、2015年、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、金融安定理事会 (FSB) が設立したのがTCFDである。気候変動による環境・社会の変化は、企業の事業活動に大きな影響を与えるため、投資家が投資意思決定を適切に行うためには、企業による気候変動が財務に与える影響の度合いや対応策の開示が不可欠である。こうした考えの下、2017年にTCFD提言を公表した。TCFD提言では開示の中核要素として4つの柱(ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標)を掲げており、さらに、より詳細な開示項目として11の推奨項目が示されている(図表1参照)。

図表1 TCFD提言における4つの開示項目と11の推奨開示項目

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスクと機会に関する、組織のガバナンス	気候関連のリスクと機会が、組織の事業、戦略、財務計画に及ぼす実際・潜在的な影響	組織がどのように気候関連リスクを特定、評価、管理するのか	気候関連のリスクと機会を評価、管理するために使用される指標と目標
推奨開示項目			
a) 気候関連の問題について、取締役による監督体制 b) 気候に関する問題について、経営陣の負う役割	a) 短中長期のリスクと機会 b) ビジネス戦略、財務への影響 c) ビジネスがレジリエンスであることの説明(2℃以下シナリオを含む複数のシナリオを考慮)	a) 気候に関する問題について、組織のリスク評価プロセス b) 気候に関する問題について、組織のリスク管理プロセス c) 組織全体のリスク管理プロセスへの統合状況	a) リスクと機会を評価するための指標 b) スcope1、2、3のGHG排出量 c) リスクと機会に関する目標と達成度

(出所)『会計・監査ジャーナル』2022年1月号32頁(編集:日本公認会計士協会 発行:第一法規株式会社)

2 2021年秋の改訂ポイント

TCFDが毎年公表しているステータスレポート※2により提示された課題に対処すべく、TCFDは、2021年10月、TCFD提言の附属書である実務ガイダンス(Annex: Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures)の改訂版を公表した※3。この附属書は、TCFD提言の内容を実行するためのガイダンスが書かれたもので、初版が2017年にTCFD提言と同時に公表されていたが、今回初めて改訂された。なお、本改訂は、TCFD提言そのものを修正するものではないため、上述の4つの柱と11の開示推奨項目に変更はない。また、当附属書は、11の開示推奨項目に対応した開示を行う際に企業が参考とするガイダンスの位置付けであり、実施を強制するものではない。

今回の改訂による変更内容は、図表2に示すとおりであり、以下でその概要を説明する。

図表2 附属書の変更内容の概要

TCFD提言の4要素	附属書の変更内容の概要
ガバナンス	(変更なし)
戦略	(1) 気候変動が <u>実際に</u> 企業の財政状態や経営成績に与える影響の開示 (2) 気候変動が <u>潜在的に</u> 企業の財政状態や経営成績に与える影響の開示 (3) 低炭素経済への移行計画(GHG排出削減目標や具体的な活動内容を含む)の開示
リスク管理	(変更なし)
指標と目標	【指標】 (1) スコープ1とスコープ2のGHG排出量について、<u>マテリアリティ評価にかかわらず</u>開示(改訂前は「マテリアルな場合のみ」開示) (2) スコープ3のGHG排出量の開示の推奨 (3) 気候関連のリスクや機会の測定・管理の指標に加えて、<u>産業横断的(cross-industry)</u>な気候関連指標の利用 (4) 過去の指標に加えて、<u>将来の指標の追加を推奨</u> 【目標】 (1) 産業横断的な気候関連指標と目標の整合性の確保 (2) 中長期的な目標を開示している場合、<u>中間目標(interim targets)</u>の開示

(出所)『会計・監査ジャーナル』2022年1月号33頁(編集:日本公認会計士協会 発行:第一法規株式会社)

※2 https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Status_Report.pdf

※3 https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Implementing_Guidance.pdf

(1) スコープ1及びスコープ2のGHG排出量について、マテリアリティ評価にかかわらず開示

まず、前提として、温室効果ガス排出量（GHG排出量）は、その発生源によりスコープ1（企業自身による温室効果ガスの直接排出）、スコープ2（他社から購入した電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出）及びスコープ3（スコープ1、スコープ2以外の間接排出）の3種類に分類される。一般に、スコープ1及びスコープ2は、自社データから算定が可能であるが、スコープ3はサプライチェーン全体から情報収集する必要がある、算定がより困難である。

従来の附属書においては、GHG排出量等の指標は、マテリアルだと判断された場合に開示するという位置付けであった。しかし、GHG排出量は、気候関連のリスクと機会を把握するための基本的なデータであり重要であることから、今回、スコープ1及びスコープ2については、マテリアリティ評価にかかわらず開示すべきものと修正された（図表2の指標（1））。スコープ3については、引き続きマテリアリティ評価に基づき開示を検討するという位置付けではあるが、TCFDは開示を強く推奨している※4（図表2の指標（2））。

(2) 産業横断的（cross-industry）な気候関連指標の利用

従来の附属書においては、気候関連のリスクや機会の測定・管理に使用する指標を開示することとされていたが、今回の改訂により、使用する指標として、図表4に示すような産業横断的な指標を利用することが明記された（図表2の指標（3））。TCFDは基準設定主体ではないことから、具体的な指標までは定めず、カテゴリーを提案するにとどめることで柔軟性を確保しているが、企業間の比較可能性の向上に一定の効果があることが期待される。各企業では、このカテゴリーに該当する指標の中から、特に自社の気候リスク・機会に関連する指標を特定し、開示していくこととなる。

図表3 気候関連指標カテゴリーと財務への影響の関係

産業横断的な気候関連指標カテゴリー		気候関連のリスクや機会が財政状態・経営成績に与える影響
GHG排出	スコープ1、2、3のGHG排出量・原単位	(経営成績に与える影響の例) - 気候関連の新製品・サービスからの収益の増加 - 炭素価格によるコストの増加 - 移行リスクにさらされている資産による減損費用 - 物理的リスクによる予想総損失の変化 (財政状態に与える影響の例) - 物理的リスク及び移行リスクへのエクスポージャーによる資産の帳簿価額の変更 - 気候関連のリスクと機会を考慮した場合の期待ポートフォリオ価値の変化
移行リスク	移行リスクに脆弱な資産や事業活動の金額・割合 (例：炭鉱関連の収益の割合)	
物理的リスク	物理的リスクに脆弱な資産や事業活動の金額・割合 (例：100年に1回の確率で洪水が発生するとされる地区の不動産の割合)	
気候関連の機会	気候関連の機会に関連する収益・資産・事業活動の割合 (例：電気自動車の販売台数)	
資金の分配	気候関連のリスクと機会に関する資本的支出・融資・投資額 (例：低炭素製品・サービスのR&Dの年間売上に対する割合)	
内部炭素価格	組織内部で用いられるGHG排出1トン当たりの価格	
報酬	気候関連事項と連動した経営陣の報酬の割合	

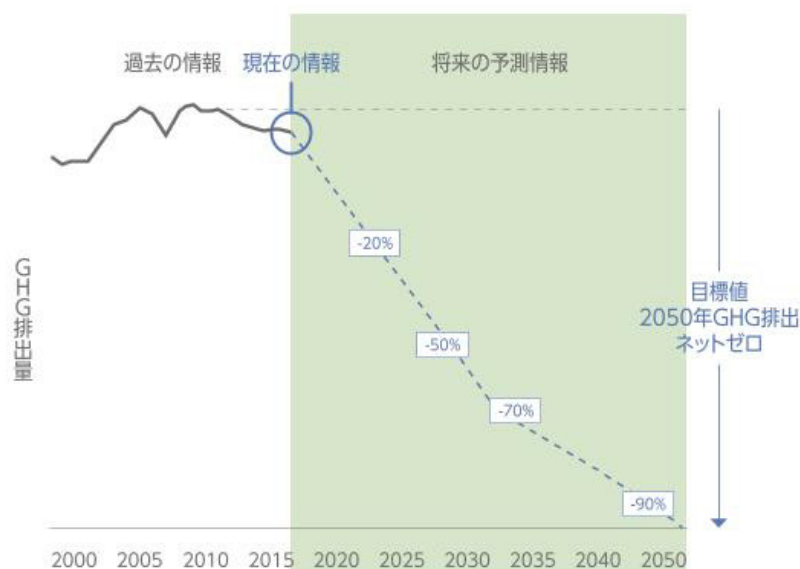
(出所)『会計・監査ジャーナル』2022年1月号33頁(編集:日本公認会計士協会 発行:第一法規株式会社)

※4 Annex 21頁注釈32で“The Task Force strongly encourages all organizations to disclose Scope 3 GHG emissions”と述べている。

(3) 移行計画の開示

さらに、TCFDは、前述で特定された指標について、過去及び現在の実績と将来の予測数値、さらには将来の目標値まで、一貫性を持って開示することを期待した改訂も行っている(図表2の戦略(3)、指標(4)、目標(1)及び(2))。GHG排出量に関する指標を例にすると、過去から現在まで継続してGHG排出量を開示しつつ、GHG排出量を長期的にはどの程度削減することを目標としているのか、その目標に向けて、今後GHG排出量をどの程度のスピードで削減することを想定しているのかを説明する(図表4参照)。言い換えれば、「低炭素経済に向けた移行計画」を提示するということである。

図表4 指標と目標の関係の例



(出所)『会計・監査ジャーナル』2022年1月号34頁(編集:日本公認会計士協会 発行:第一法規株式会社)

(4) 財政状態・経営成績に与える影響の説明

今回の改訂では、気候変動が実際又は潜在的に企業の財政状態や経営成績に与える影響も開示することが明記されている(図表2の戦略(1)及び(2))。こうした財務への影響に関する情報は、投資意思決定に非常に有用であるという意見が大半であるものの(TCFD 2021 Status Report)、特に将来の財務への影響に関する開示は、シナリオ分析等も考慮する必要があることから、企業がTCFD開示の中で対応に最も苦勞する分野となっている。

将来の財務インパクトの推定の際に有用なインプットとなるのが、前述「(2)産業横断的(cross-industry)な気候関連指標の利用」で説明した気候関連の指標である。例えば、潜在的な投資に関するコストとベネフィットの分析をする際に、投資に関連するGHG排出量と炭素価格を利用して、炭素価格による費用の増加の影響を算定することができる。改訂において、図表3に示すような、気候関連指標が財務に与える影響の例を新たに示すことで、気候関連指標と財務との関係の理解を促している。

3 各国の状況

TCFDに賛同する企業・機関は年々増加しており、2021年までに2,616機関が賛同した（TCFD 2021 Status Report）。こうした各企業・機関の動きに加えて、各国でのTCFD提言に沿った開示を義務化する動きも進んでいる。英国では、2021年度の開示より、TCFD開示を段階的に義務化することを決定し、法制化を進めている^{※5}。ニュージーランドでは大手金融機関を対象にTCFD提言に沿った気候変動に関する開示を義務付ける法律が可決されたほか、シンガポールやカナダ等でも検討が進められている。なお、米国SECも2021年3月に気候変動開示に関する現行ルールを見直すための意見募集を実施し、SECのゲンスラー委員長は、TCFD提言も参照した気候開示の義務化案を2021年末までに公表すると発言している。

さらに、2021年6月のG7首脳コミュニケでも、「TCFDの枠組みに基づく義務的な気候関連財務開示へ、国内の規制枠組みに沿う形で向かうことを支持する」と記され^{※6}、各国の状況に即した形で、今後、さらに義務化の動きが進むことが見込まれる。

図表5 TCFD賛同機関の推移



(出所)『会計・監査ジャーナル』2022年1月号34頁(編集:日本公認会計士協会 発行:第一法規株式会社)

※5 英国政府が2020年に公表した「A Roadmap towards mandatory climate related disclosures」参照

※6 <https://www.g7uk.org/g7-finance-ministers-and-central-bank-governors-communique/>
 その他、G20やIOSCOもTCFD提言に基づく開示の共通化を支援する。
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/g20/g20_20210710.pdf
<https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS594.pdf>

4 日本 の 状 況

(1)日本企業のTCFD提言への賛同

日本におけるTCFD賛同機関数は世界最大数を誇っており、590機関が賛同している（2021年11月25日現在）。

このように、日本企業の賛同を後押しした1つの契機となったのが、TCFDコンソーシアムの発足である。経済産業省、金融庁及び環境省の支援を受ける当コンソーシアムは、企業や投資家がTCFD提言の実施に関する対話を促進するためのプラットフォームとなっており、TCFDガイダンスの公表やTCFDサミットの開催等の取組により、TCFD提言の実施のサポートがなされている。

図表6 各国のTCFD賛同機関数(2021年11月25日現在)



(出所)『会計・監査ジャーナル』2022年1月号35頁(編集:日本公認会計士協会 発行:第一法規株式会社)

(2) 日本におけるTCFD開示に関する要請

日本では、2021年6月に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」において、TCFD提言に沿った情報開示を求める旨が明記された。具体的には、TCFD提言又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動の開示の質と量の充実が、2022年4月から開始する新市場区分に基づくプライム市場に上場する企業に求められる。

さらに、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、現在、有価証券報告書における気候変動関連の情報開示の検討が進められている。諸外国の動向も踏まえ、4,000社を超える有価証券報告書作成会社に対して、どのように開示充実を進めていくかといった内容について議論されている^{※7}。

※7 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20211001/02.pdf

(執筆者)

日本公認会計士協会 研究員
公認会計士 鶴野 智子



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

業務本部 企業会計グループ

102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

☎TEL:03-3515-1128 ☎FAX:03-5226-3355

<https://jicpa.or.jp>